

## 徳島市政における要望等に対する公正な職務の執行の確保に関する条例（素案）に対するパブリックコメント手続の実施結果

意見募集期間 : 平成30年9月20日から平成30年10月19日まで

意見提出者数 : 1人

提出意見数 : 2件

条例（素案）の修正 : 提出いただいたご意見に対する市の考え方は別紙のとおりであり、今回、ご意見に基づく修正はありません。  
なお、いただいたご意見につきましては、今後、条例を制定する上で参考とさせていただきます。

提出されたご意見の概要と市の考え方

No.	ご意見の概要	市の考え方
1	<p>要望等記録の提出先としている「実施機関」について、抽象的でどんな職掌の人が何人で担当するのかが不明瞭である。</p> <p>また、要望等記録の提出を受ける「実施機関」の人選には公正な職員がなるような仕組みとして欲しい。</p>	<p>本条例において、抽象的で分かりにくいことについては、今後、広報紙等を通じて、市民の皆さまに分かりやすく丁寧に説明して参ります。</p> <p>ご指摘をいただいた「実施機関」については、本条例を実施する「行政機関」のことを指しており、具体的には、市長、教育委員会等のことをいいます。</p> <p>この場合における「市長」とは、市長個人のことを指すものではなく、行政機関としての「市長」を示しており、具体的な個人や職を示すものではありません。</p> <p>また、職員から要望等記録の報告を受けた行政機関において、当該要望等に関する対応を行う職員や役職等、本条例に関する事務手続きについては、要綱等（市の内部規程）で定めることとしています。</p> <p>人選に関するご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
	<p>条例素案では、実施機関に要望等記録を提出するのは職員だけであるが、職員が自身に都合の悪い場合には要望等記録の提出を実施機関に行わないことが考えられる。</p> <p>このため、市民にも職員と同等に実施機関に要望等記録の報告及び提出をできるようにすべきである。</p>	<p>本条例については、公正な職務の執行を確保し、もって公正な市政を推進することを目的に、職員が要望等を受けた場合における、市（実施機関及び職員）のとるべき対応等について必要な事項を定めるものです。</p> <p>このため、本条例の施行に関わらず、これまでと同様に、市民の皆さまには、本市に対して、ご要望やご意見を書面等で自由に提出いただけます。</p>